第3章

計画の基本的な考え方

3. 計画の基本的な考え方

❶ 基本理念

健康寿命※の延伸は、全ての市民の究極的な願いであると同時に、介護保険制度をはじめとする我が国の社会保障制度そのものの持続可能性が懸念されている今日において、その社会的意義はますます高まっています。

また、高齢者の方々が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進し、誰もが役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現が求められています。

このことを踏まえ、本計画では、

みんなが活躍し　ともに支え合う
自分らしく安心して暮らせるまち　射水
～地域共生社会の実現に向けて～

を基本理念に掲げ、以下の５つの基本目標の達成に向け、着実に施策を展開していくこととします。

❷ 基本目標

基本理念に基づき、誰もが地域の担い手となり支え合いながら、みんなが自分らしくいきいきと安心して暮らすことができるよう、本計画の基本目標を次のように設定します。

1　健康づくりと介護予防の推進

地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組を支援するとともに、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防施策を推進します。また、施策をより効果的・効率的に進めるため健康づくりと介護予防を一体的に行うなど、市民と行政が力を合わせて健康寿命の延伸に取り組みます。

2 社会参加の推進と生きがいの創出

高齢になっても役割を持ち、社会に貢献することが生きがいの創出につながります。意欲ある高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、各種団体と連携した生きがいづくりを推進します。

3 在宅生活を支援する取組の充実

ボランティアや民間事業者等と連携し、多様な生活支援サービスの効果的かつ効率的な提供に努めます。

併せて、住宅のバリアフリー化への支援や防災体制の充実や感染症への対策も含め、高齢者が在宅で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

4 支え合いみんながつながる社会の推進

地域包括支援センターの一層の機能強化を図るとともに、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、高齢者を取り巻く複合化・複雑化した様々な課題に対し、我が事として取り組み、様々な資源を用いて解決していくための体制づくりを推進します。

併せて、医療と介護の連携、認知症対策の強化に取り組みます。

5 介護サービス基盤の充実

介護保険事業の適正運営を通じ、市民からより信頼される保険者を目指すとともに、必要な介護サービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

また、介護人材の確保に向けた取組を進めるとともに、事業所が行う人材育成の支援に努めます。

❸ 計画の体系図

基本理念

みんなが活躍し　ともに支え合う自分らしく安心して暮らせるまち　射水
～地域共生社会の実現に向けて～

基本目標１　健康づくりと介護予防の推進

基本施策（１）健康づくりの推進
- ア　生活習慣病の発症予防と重症化予防
- イ　特定健診、健康診査、がん検診の受診率向上
- ウ　運動習慣の普及啓発
- エ　健康的な食習慣の普及啓発
- オ　口腔機能の維持向上
- カ　こころの健康に関する知識の普及啓発
- キ　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

基本施策（２）介護予防の推進
- ア　介護予防対象者の把握
- イ　自主的・総合的な介護予防の推進
- ウ　地域ぐるみの介護予防活動の支援

基本目標２　社会参加の推進と生きがいの創出

基本施策（１）交流の促進
- ア　高齢者レクリエーション、スポーツの推進
- イ　世代を超えたふれあいづくり

基本施策（２）活躍する場の確保
- ア　自主的な社会貢献活動の促進
- イ　老人クラブ活動への支援
- ウ　シルバー人材センターの運営支援
- エ　豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

基本目標３　在宅生活を支援する取組の充実

基本施策（１）生活の維持・向上
- ア　在宅生活の支援
- イ　精神的・経済的負担の軽減
- ウ　生活を支援する施設の活用
- エ　住宅改修指導の推進

基本施策（２）安心・安全の推進
- ア　高齢者の見守り活動の推進
- イ　防犯・交通安全対策の推進
- ウ　防災対策の推進
- エ　感染症対策の推進

基本目標４　支え合いみんながつながる社会の推進

基本施策（１）自立支援・重度化防止の推進
- ア　地域ケア会議の定着・充実

基本施策（２）在宅医療と介護連携の推進
- ア　地域資源の把握
- イ　課題の抽出と対応策の検討
- ウ　切れ目のないサービス提供体制の構築推進
- エ　相談支援体制の充実
- オ　市民への普及啓発
- カ　情報の共有支援
- キ　研修会の開催

基本施策（３）認知症の人と家族への支援の強化
- ア　認知症に関する理解促進
- イ　早期発見・早期対応システムの充実
- ウ　認知症の人とその家族への支援
- エ　認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

基本施策（４）高齢者の虐待防止と権利擁護の推進
- ア　高齢者虐待※と権利擁護に対する意識啓発
- イ　高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進
- ウ　成年後見制度※の利用支援と市民後見人の育成支援
- エ　消費者被害の防止

基本施策（５）地域共生社会構築の推進
- ア　地域支え合いネットワーク事業の推進
- イ　共生社会の構築
- ウ　地域包括支援センターの体制・機能強化

基本目標５　介護サービス基盤の充実

基本施策（１）介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み
- ア　居宅サービス
- イ　介護予防サービス
- ウ　地域密着型サービス
- エ　地域密着型介護予防サービス
- オ　施設サービス
- カ　リハビリテーション指標の設定

基本施策（２）介護サービスの基盤整備の目標
- ア　居宅サービスの整備
- イ　施設整備等（ア）地域密着型サービス
  （イ）在宅・施設サービス
  （ウ）有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- ウ　介護予防・生活支援サービスの体制整備

基本施策（３）人材の確保及び質の向上
- ア　人材の確保・育成への支援・離職防止
- イ　潜在的有資格者等への就業支援
- ウ　富山県事業との連携
- エ　働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援
- オ　介護予防・生活支援サービス従事者の養成
- カ　認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援
- キ　介護サービスの質的向上

基本施策（４）介護保険制度の適正運営
- ア　円滑な提供体制の整備
- イ　相談・苦情への対応
- ウ　介護保険指定事業者等への指導・監督
- エ　公平かつ適正な認定業務の実施
- オ　介護サービス情報公表システムの活用
- カ　介護保険料の収納率の向上対策の推進
- キ　介護給付適正化への取組

基本施策（５）事業費及び保険料の算定
- ア　第８期介護保険料の状況
- イ　保険料額の算定
- ウ　保険料の段階

第4章

施策の展開

4. 施策の展開

基本目標１　健康づくりと介護予防の推進

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「とてもよい」（7.5%）と「まあよい」（71.6%）を合わせた“良好”の割合が 79.1%と、主観的な健康状態は良好な方が多くを占めています。

一方、現在治療中又は後遺症のある病気について、「ない」が 13.1%であるのに対し、「高血圧」が 44.9%を占めており、生活習慣へ留意する必要性が伺えます。

また、近年では健常な状態から要介護状態になるまでに、「フレイル」という中間的な段階を経ていると考えられるようになっており、加齢に伴う筋力の衰えや疲れやすさ、閉じこもり傾向などの年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般について、ケアをしていくことが求められます。

高齢者自身が健康増進や生活習慣病の発生予防・重症化予防に向けた意識を持ち、生活の質の向上や健康寿命を延ばすための健康づくり・介護予防に主体的に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、それを社会全体で支援するための環境づくりを行うことにより、健康づくりを推進します。

また、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、要介護状態を防ぐためのフレイル予防の３つの柱「栄養・身体活動・社会参加」の重要性を啓発し、介護予防の取組を推進します。

さらに、関係機関との連携を図り、保健事業と介護予防を一体的に行うことで、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を目指します。

基本施策（１）健康づくりの推進

ア　生活習慣病の発症予防と重症化予防

がんや糖尿病による死亡率は、県や国に比較し高い状況にあり、特に糖尿病の有所見者や患者数は増加傾向にあります。市民がより健康的な生活習慣を生活に取り入れ、自ら取り組めるよう、８つの行動目標「Let’ｓトライ！IMIZUSHI 健康８」を普及し、健康づくりを支援していきます。また、生活習慣病の早期発見・早期治療に関する知識の普及を図り合併症や症状の進行予防など重症化予防も重視した取組を行います。

イ　特定健診、健康診査、がん検診の受診率向上

生活習慣病の発症及び重症化予防のため、国民健康保険被保険者の特定健康診査、後期高齢者の健康診査の受診率向上を図るとともに、射水市データヘルス計画に基づき、効果的・効率的に行動変容につながるよう特定保健指導（ハイリスクアプローチ）を実施します。

定期的にがん検診を受けることは、がんの早期発見、早期治療につながるため、より受診しやすい体制を整える（節目・重点年齢への受診費用の助成、夕方検診の実施、特定健康診査との同日検診の実施）など、受診率の向上に努めます。

■指標　（単位：%）

受診率	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
特定健康診査（40 歳～）	52	54	56	60
胃がん検診（40 歳～）	19.1	目標値：50%以上		
子宮がん検診（20 歳～）	27.8			
乳がん検診（30 歳～）	28.0			
大腸がん検診（40 歳～）	22.2			
肺がん検診（40 歳～）	22.2			

※　表中、令和２年度（2020 年度）は実績見込値
　　令和３年度（2021 年度）以降は見込値（以下同じ）。

ウ　運動習慣の普及啓発

運動習慣は健康づくりの基本であり生活習慣病予防や介護予防につながるため、「目指そういつもの生活に＋１０（プラステン）の運動を！」をヘルスボランティアと連携して普及啓発します。

働き盛りから運動への関心を持ち、日常生活に運動を取り入れるきっかけになるよう、広報やインターネットを利用した情報提供を行います。また、自分に合った運動方法を見つけ運動するきっかけになるよう、地域で講演会等を開催します。高齢者のフレイルやサルコペニア※予防の運動についても併せて普及します。

エ　健康的な食習慣の普及啓発

健康な食生活を学ぶ機会の提供や食生活改善推進員と連携した事業により、糖尿病、メタボリックシンドローム※等の生活習慣病予防や低栄養予防を主としたフレイル予防、介護予防普及啓発を推進します。

糖尿病、高血圧の治療を受けている方の比率が高いことを踏まえ、食事バランスガイド※の活用等によるバランスの良い食習慣の定着、野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に重点を置いた取組を推進します。

オ　口腔機能の維持向上

口腔機能の低下は口に関する“ささいな衰え”（滑舌低下、食べこぼし、噛めない食品の増加、むせ）から始まり、更には心身の機能低下までにつながります。自分の口の状態に早めに気づけるよう、口腔機能チェックの重要性を啓発し、歯科医療機関などの受診につなげ、「オーラルフレイル」の普及啓発を図ります。

カ　こころの健康に関する知識の普及啓発

本市では、自殺者の性別割合は男性が女性の３倍以上であり、特に 60 歳以上の自殺割合が全体の約５割を占めており、高齢者の孤立化・孤独化の防止や健康不安に対する支援等、こころの健康問題について気軽に相談できるよう、保健センターや地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。

また、地域で健康づくり事業に取り組んでいるボランティアや高齢者からの悩みや変化に気づきやすい介護支援専門員等を対象としたゲートキーパー※の役割を担う人材の育成に取り組み、高齢者のこころのケアを推進します。

こころの悩みを抱える方に対する相談会の開催や地域で健康づくり事業に取り組んでいるボランティアを対象としたゲートキーパーの育成に取り組みます。

キ　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者は、加齢に伴う機能低下や健康状態の悪化、精神・心理的な脆弱性など特有で多様な課題を抱えています。そのような特性を踏まえ、ＫＤＢ※データに基づき、低栄養の防止や生活習慣病予防などを目的に実施するハイリスク者への個別支援や、フレイル予防講座や健康講座を実施することによる地域の通いの場への積極的な関与など、関係課が連携して保健事業と介護予防等を一体的に実施します。

基本施策（２）介護予防の推進

ア　介護予防対象者の把握

地域包括支援センターが高齢者実態把握調査、地域の集いの場へ出向くこと等により、介護予防対象者の早期発見に努めます。

また、民生委員や地域住民とも緊密な連携を図り、対象者の把握に努めます。

イ　自主的・総合的な介護予防の推進

自主的な介護予防の取組の重要性について、一般高齢者を対象に出前講座を開催する等啓発に努めるとともに、認知症の人の増加を見据え、認知症予防や早期発見に向けた出前講座を積極的に行います。

また、運動・栄養・口腔・認知症予防を組み合わせた総合的な介護予防教室や、うつ・閉じこもり予防の教室を開催するほか、リハビリテーション専門職の関与による介護予防に取り組みます。

さらに、公園の整備とともに新たに健康器具を設置するなど、気軽に出かけて自然に健康になれる環境を創出します。その中で適切な運動習慣を獲得できるような健康増進事業の推進に努めます。

■指標　（単位：回）

介護予防普及啓発事業	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
出前講座等（実施回数）	60	105	110	115
介護予防教室（実施回数）	20	40	45	50
運動機能向上体操教室（実施回数）	80	104	104	104
うつ・閉じこもり予防教室（実施回数）	20	30	30	30

＊令和２年度の実績見込み回数は新型コロナウイルス感染症の影響により予定開催数を下回っています。

ウ　地域ぐるみの介護予防活動の支援

サロン活動※やきららか射水100歳体操※を継続して実践するグループづくりの支援を行い、歩いて行ける身近な場所で誰でも参加でき、週１回程度集まる住民主体の集いの場の普及を目指します。

きららか射水 100 歳体操については、新たに取り組むグループに対し体操指導や体力測定などを行うほか、既存グループに対しては、リハビリテーション専門職が体操指導等で関与することにより、効果がより実感でき、モチベーションアップにつながるよう取組の継続を支援します。

また、地域支え合い講演会や研修を通じてボランティア（住民サポーター※）の養成を図るなど、地域の主体的な介護予防活動を支援します。

■指標　（単位：グループ、人）

地域通いの場　実施活動		令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
サロン活動	グループ数	84	85	85	85
	参加者数	2,290	2,300	2,300	2,300
きららか射水 100 歳体操	グループ数	140	155	170	185
	参加者数	2,000	2,225	2,450	2,675
合計	グループ数	224	240	255	270
	参加者数	4,290	4,525	4,750	4,975

■指標　（単位：人）

住民サポーター	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
講演会（参加者累計）	690	810	930	1,050
研修（参加者累計）	240	270	300	330

基本目標２　社会参加の推進と生きがいの創出

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域活動への参加状況について「参加していない」が多くを占める一方、趣味等のグループ活動については、54.0%の方が参加者としての参加意向を示し、32.1%の方が企画・運営への参加意向を示しています。

また、これまで培われてきた豊かな経験や能力などを地域活動に生かすことのできる機会を増やすなど、社会参加を促すための様々な機会やきっかけの提供を増やすことが重要です。

具体的な活動を行うことにより、社会参加や生きがい創出の契機とし、地域における支え合いや連携の基盤が強固になることも期待されます。

【施策の方向性】

高齢者の社会参加を図るため、高齢者レクリエーションやスポーツ環境の充実や世代間交流の促進など、参加者自身が楽しめ、健康の維持・向上にも寄与できるよう、他者との交流の機会を提供します。

また、シルバー人材センターにおけるマッチングや高齢者の就業の場の確保や就労的活動支援コーディネーター設置の検討など、これまでの経験を生かすことができ、生きがいの創出にもつながるよう、取組を推進します。

基本施策（１）交流の促進

ア　高齢者レクリエーション、スポーツの推進

認知症予防や健康づくりだけでなく、仲間づくりや生きがいにつながることから、囲碁、将棋や健康マージャン、パークゴルフやカローリングなどの高齢者レクリエーションやスポーツに親しめる環境の充実に取り組みます。

イ　世代を超えたふれあいづくり

孫などかけがえのない家族や地域の子どもたちとのふれあいは、幸福感をもたらすとともに生きがいにつながることから、「孫とおでかけ支援事業※」や「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義※」等、地域における三世代交流事業を通じ、ふれあいの機会が増えるよう取組を推進するとともに、生涯学習への参加促進を図ります。

基本施策（２）活躍する場の確保

ア　自主的な社会貢献活動の促進

高齢者が地域や社会の一員として、豊かな地域社会づくりに貢献できるよう、ボランティア団体とのマッチングの場を設けるとともに、ボランティア活動に対するモチベーションの維持・向上につながる取組を検討するなど、一層の社会参加を促進します。

イ　老人クラブ活動への支援

地域での健康づくり活動に加え、介護予防や認知症予防に向けた活動を展開できるよう、老人クラブ活動の活性化を支援します。

ウ　シルバー人材センターの運営支援

高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

定年退職後の再雇用の広がりとともに、人材の確保が困難となっていることから、会員数の増加を図るとともに、より生産性の高い新たな事業（介護予防・日常生活支援総合事業※など）への参入を促します。

エ　豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

労働力不足が深刻化する中、高齢者が豊富な知識や技術を生かして、社会の活力維持に貢献することが求められています。

このことを踏まえ、商工団体、職業安定所（ハローワーク）等と連携し、高齢者雇用に係る事業所向けの助成制度の周知に努めるなど、元気で働く意欲のある高齢者の就業の場の確保を図るとともに、高齢者の学び直し（リカレント教育）への支援を検討します。

基本目標３　在宅生活を支援する取組の充実

【現状と課題】

本市の「一般世帯総数」に対する「65 歳以上の高齢者のいる世帯」の割合は 51.5%と半数を超え、そのうち「ひとり暮らし世帯」及び「高齢者夫婦のみの世帯」がそれぞれ約 20%を占めており、老老介護や認知介護の増加が懸念されます。

また、現在の場所に住み続けるのに必要な環境は、「万一の場合にかけつけてくれる人」が 33.8%、「買い物などの世話をしてくれる人がいる」が 28.2%などと、周囲からのサポートが重要となってきていることが示されています。

今後、こうした要援護性の高い世帯の更なる増加が見込まれることや在宅での生活を希望する人が増えてきていることから、日常生活を送る上での支援や負担の軽減のほか、あらゆる高齢者が安心して過ごすことができるよう、見守り等の必要性が高まっています。

【施策の方向性】

日常生活の維持・向上を図るため、ボランティアや民間事業者等と連携し、ニーズに合ったきめ細かな生活支援サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

また、住み慣れた住まいのバリアフリー化等を支援するとともに、防犯の充実を図るなど、高齢者がいつまでも安心して在宅で暮らすことのできる環境づくりを推進します。

さらに近年では毎年のように地震や豪雨等による災害が発生しており、本市においても大規模災害の発生に備えていくことが重要なことから、防災の備えについて促進していきます。また、令和２年１月頃から国内でも感染が確認された新型コロナウイルスは、現在でも完全な収束が難しい状況です。今後も新たな感染症が出てくることも予測される中、少しでも感染拡大を防止できるよう、感染症対策を進めていきます。

基本施策（１）生活の維持・向上

ア　在宅生活の支援

介護が必要になっても自宅や住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、在宅での生活を支援する各種サービスを実施します。

事業名	事業の概要等
配食みまもりサービス事業	民間事業者と連携し、ひとり暮らし高齢者の安否確認と食の確保を目的として、栄養のバランスのとれた食事を配達します。
寝具丸洗い乾燥事業	寝具類の衛生管理が困難な寝たきり高齢者等のいる世帯に対し、清潔で快適な生活を送るための支援として、寝具の洗濯、乾燥等のサービスを実施します。
寝たきり高齢者等おむつ支給事業	在宅の寝たきり高齢者等で、常時おむつを使用している要介護高齢者に紙おむつ等を支給します。 なお、受益者負担の適正化及び経費の節減を図るため支給要件等を検討します。

事業名	事業の概要等
高齢者が住みよい住宅改善支援事業	介護が必要になっても在宅での生活の継続を図るため、所得税非課税世帯の高齢者を対象に、住宅のバリアフリー工事に伴う費用の助成を行います。
バリアフリー化の推進	バリアフリー法や射水市バリアフリーマスタープランに基づき、公共施設、歩道及び公共交通機関など、まち全体のバリアフリー化の推進に努めます。
軽度生活援助事業	除草や除雪等軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を図ります。 なお、介護予防・生活支援サービス事業の提供体制の進展状況を踏まえ、同事業への移行を検討します。
ひとり暮らし高齢者等除雪助成事業	除雪作業が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、所得税非課税世帯の者に対し、住居の屋根の除雪に要した経費の一部を助成します。
外出支援サービス事業	公共交通機関等の利用が困難な高齢者等の外出を支援するためのタクシー券を交付するほか、通院時の送迎を行う移送サービス事業を実施します。
公共交通機関の利便性向上と利用促進	車の運転に不安を感じる高齢者の増加を見据え、高齢者がより利用しやすい公共交通網の整備に努めます。
訪問理容サービス事業	自ら理容店等で調髪を受けることが困難な高齢者に、居宅での理容サービスの利用を支援します。
民間事業者やＩｏＴ※を活用した買い物支援	移動販売や宅配等を行う民間事業者の取組を支援するほか、民間事業者によるＩｏＴを活用したサービスの利用促進を検討します。
高齢者向けスマートフォン使い方教室	高齢者に対し、スマートフォン等の使い方教室を実施し、インターネットやＳＮＳ等の基本的な使い方を研修してＩｏＴを活用したサービスの利用促進を図ります。
ミドルステイ事業	中期にわたり在宅での生活が困難となった高齢者に対し、介護保険のショートステイと合わせ最長３か月間、特別養護老人ホーム等の利用を支援します。 また、地域ケア会議等を活用し、スムーズな在宅復帰につなげます。
節目祝い事業	百歳という節目は、家族や地域においても関心が高く、高齢者の目標ともなっており、市民が長寿を喜び合う契機となるよう、事業の意義について広く周知を図ります。

イ　精神的・経済的負担の軽減

高齢者や介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、次の事業を実施します。

事業名	事業の概要等
在宅要介護高齢者福祉金支給事業	要介護４又は要介護５に認定された在宅の高齢者で、本人及び世帯の生計中心者が一定の所得以下の方に福祉金を支給します。
在宅福祉介護手当支給事業	要介護４又は要介護５に認定された高齢者を同一世帯で介護している方に対し介護手当を支給します。

事業名	事業の概要等
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族に対し、認知症やその他適切な介護知識・技術を習得することを目的とした介護教室や介護者の交流会を開催します。 また、参加する家族のリフレッシュだけでなく、介護負担の軽減を図ることができる場となるよう充実した内容の教室・交流会を開催します。
介護休暇制度の普及啓発	介護休暇制度等の周知・広報を図るほか、時短勤務、自宅勤務など、働き方改革推進の機運を高めます。

ウ　生活を支援する施設の活用

住環境や経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行い、社会復帰の促進及び自立のための必要な支援を行います。

エ　住宅改修指導の推進

高齢者向けに居室等の改修を希望する者に対し、住宅改修に関する専門的知識及び技術を有する理学療法士等を派遣し、事前調査及び事後調査を通じて実態を把握しながら、住宅改修に関する相談や助言を行います。

基本施策（２）安心・安全の推進

ア　高齢者の見守り活動の推進

ひとり暮らし高齢者や孤立しがちな高齢者等が安心して生活できるよう、継続的な見守りを実施するネットワークの充実を図ります。

事業名	事業の概要等
高齢福祉推進員設置事業	ひとり暮らし高齢者等で援護を必要とする方に対し、定期的な安否確認や見守りを行う高齢福祉推進員を委嘱します。 また、高齢福祉推進員の担い手が不足している地域があることから、引き続き人材確保に取り組みます。
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者が急病又は事故等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
地域見守りネットワーク事業	高齢者や障がい者など支援を必要とする方の見守り体制を強化するため、民間事業者が日常業務中に何らかの異変を察知した場合、速やかに市又は関係機関へ連絡・通報します。 また、既存の加入事業者と定期的な情報交換を行うとともに、新規加入を促進します。
いのちのバトン事業	地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会や消防等と連携し、救急隊員が必要な情報を迅速に把握し、救急活動に役立てるための緊急医療情報キット（医療情報等を収めた筒型の容器）を配置する「いのちのバトン」の普及を図ります。

事業名	事業の概要等
避難行動要支援者支援事業	要支援者が災害時等における支援を地域の中で受けられるよう、関係機関と連携し、要支援者の把握や情報の共有に努めます。

イ　防犯・交通安全対策の推進

高齢者が安全・安心な生活が送ることができるよう、警察や関係機関と連携し、次の事業を実施します。

事業名	事業の概要等
犯罪被害防止のための連携強化	悪質な訪問販売や特殊詐欺等の犯罪から高齢者を守るため、市広報を通じた情報提供を行うほか、警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで被害防止に取り組みます。 また、被害発生時には、民生委員や地域包括支援センターに対し、迅速に情報を提供します。
消費生活に関する啓発・相談	被害防止のための出前講座、老人クラブや地域の行事等における啓発事業や消費生活相談を実施します。 また、近年、消費者を取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、関係機関や地域との連携を強化するとともに、高齢者自らが考え行動し、被害を未然に防ぐ力を養うとともに、被害軽減のための相談窓口の充実を図ります。
交通安全意識の啓発	高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブを対象とした交通安全教室を開催するとともに、交通安全教室などに参加しない高齢者を含む市内の全高齢者を対象に反射材を交付するなど、高齢者の交通安全意識の啓発に努めます。 また、コミュニティバス及びデマンドタクシー※の無料乗車証等を交付するなど高齢者の運転免許自主返納を支援します。

ウ　防災対策の推進

全国各地で地震や風水害などが頻発していることから、平時からの災害に対する備えの重要性が増しています。

市の総合防災訓練や市政出前講座などで住民の防災意識の高揚を図るほか、地域振興会や自主防災組織、介護サービス事業者等が主体となった防災訓練などを通じて、地域の防災力を強化するなど、実際の災害発生を想定した備えを進めます。

事業名	事業の概要等
自主防災組織の育成と防災体制の強化	自主防災組織のリーダー育成のため、県が主催する研修等への積極的な参加を促し、組織の活性化を推進します。 また、市の総合防災訓練や市政出前講座などでの防災意識の啓発を通じ、住民の防災意識の高揚と災害対策の強化を図ります。

事業名	事業の概要等
要配慮者等の安全確保	自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等、要配慮者に向けた支援体制づくりを推進します。 また、災害時に手助けを必要とする人に対する避難行動要支援者支援制度の普及啓発を進めます。
事業所等との連携	事業所等と連携し、災害や防災に関する研修や訓練等を行います。
福祉避難所の設置･運営訓練の実施	災害時に備え、市の総合防災訓練などで福祉避難所の設置・運営訓練を実施するとともに、関係団体等に対し、福祉避難所に関する知識の普及啓発に努めます。

エ　感染症対策の推進

近年､新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新しい病原体による新興感染症の発生･感染拡大が起きています。そのため、住民や事業所等に対する予防啓発がこれまで以上に重要となってきています。

事業所等における感染発生時の備え等について定期的に確認するなど､感染の発生を想定しながら事業所等と連携していきます。

また、病原体や環境の変化による再流行についても、対策を進めます。

事業名	事業の概要等
感染症予防の啓発	感染症の発生前、発生時、感染拡大時など、それぞれの発生段階に応じた情報提供を行います。 また、感染症に関する講座の開催など、様々な機会を通じて意識啓発を行います。
事業所等との連携	事業所等と連携し、感染症対策に関する研修や訓練等を行います。 また、感染予防に必要な物資の確認や調達・確保を支援します。
感染症に関する相談	未発生時は健康相談にて随時相談を受けていますが、感染拡大等に応じて相談体制の強化を行います。

基本目標４　支え合いみんながつながる社会の推進

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの認知度は 53.2%と、その認知度は半数にとどまっています。

また、今後高齢者の増加に伴い認知症の人の増加も予想されます。認知症に関する相談窓口の認知度は30.2%となっていることや、認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援については、「認知症について相談しやすい体制づくり」が 59.0%となっています。

本市が力を入れていくべき施策として、「ひとり暮らし高齢者への支援」が 50.0%、「医療と介護の連携の推進」が 41.1%、「住民による見守り・声かけなど助け合い活動」が 30.4%となっているなど、可能な限り在宅での生活を続けることができるような施策の推進が求められています。

国の方針としても、医療と介護の連携や認知症施策の推進等が求められている中、地域包括ケアとして対応が求められる施策の充実を図り、地域共生社会の構築を目指していくことが求められています。

【施策の方向性】

高齢者やその家族が、地域において安心して日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの体制・機能強化と周知を図るとともに、高齢者虐待防止等の施策を推進します。

在宅医療と介護の連携のさらなる推進を図るため、入退院や看取りへの支援や切れ目のないサービス提供体制の構築を引き続き進め、医療と介護の狭間で取り残されないよう支援を行います。

また、認知症の人と家族への支援について、従来は見落とされがちだった認知症の人本人の考えや視点も取り入れながら施策を進めるなど、認知症への理解促進の充実を図ります。

地域の様々な課題等に対しては、保険者機能強化推進交付金等を活用しながら、課題の解決に向けた取組を強化していくなど、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会構築を目指し、今後も取り組んでいきます。

基本施策（１）自立支援・重度化防止の推進

ア　地域ケア会議の定着・充実

高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるよう、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」を開催します。

（ア）個別事例会議

支援が困難なケースに対し、多職種や地域の支援者等により具体的な支援方法を検討し、地域のネットワークを構築します。

（イ）自立支援型ケアマネジメント会議

自立支援に向けたケアプランについて、リハビリテーション専門職を含めた多職種で検討し、ケアマネジメントの質及び高齢者の生活の質の向上を図ります。

（ウ）地域課題会議

地域ごとに開催し、地域の課題を明確化し、地域課題の解決や地域資源の開発などを検討します。

必要に応じて、広域的な支援体制の整備を図る政策提言会議を開催します。

■指標　（単位：回）

地域ケア会議	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
個別事例会議実施回数	20	25	30	35
自立支援型ケアマネジメント会議（いみず GENKI にすっぞ！会議・GENKI 式包括会議）実施件数	13	16	16	16
地域課題会議実施回数	20	25	27	27

基本施策（２）在宅医療と介護連携の推進

ア　地域資源の把握

在宅医療・介護連携を推進するため、地域の医療・介護サービス資源の把握・整理を行い、市ホームページ等で公表します。

イ　課題の抽出と対応策の検討

射水市在宅医療・介護連携推進協議会を開催するとともに、「在宅支援ワーキング部会」、「情報共有ワーキング部会」、「普及啓発ワーキング部会」の３つのワーキング部会を設置し、課題の解決に向け、より具体的な対応策を検討します。

ウ　切れ目のないサービス提供体制の構築推進

高齢者の多様なニーズに応じ、一人ひとりの状態に応じて 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービスを提供できる体制を構築します。

エ　相談支援体制の充実

市地域福祉課に設置してある在宅医療介護連携支援相談窓口において、ケアマネジャーや病院関係者等からの相談支援体制を充実させ、連携を推進します。

オ　市民への普及啓発

在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布など、医療や介護が必要となっても本人、家族の状況に応じて生活の場を選択できるよう普及啓発を行います。

カ　情報の共有支援

地域の医療・介護関係者間で、医療・介護等に関する情報を速やかに共有できるよう、多職種連携支援システム（ＩＣＴツール）の活用を推進します。

キ　研修会の開催

在宅医療・介護連携を推進するため、在宅療養者の看取りや認知症対応力の強化を目的に研修会を実施し、多職種の顔が見える関係づくりを行います。

基本施策（３）認知症の人と家族への支援の強化

ア　認知症に関する理解促進

認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症への社会の理解を深め、早期診断・早期対応に向けた体制整備及び認知症の人と家族への支援体制を構築します。

（ア）認知症サポーター※の養成と普及啓発

地域住民や学校・企業を対象に「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催し、認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を手助けする認知症サポーターを養成します。

また、認知症への理解促進等のため、広報いみずや市ホームページ、ケーブルテレビ等を活用するほか、認知症の人本人の視点を反映させた取組を行うなど、認知症への理解を深めるのと同時に、当事者の声を反映させていきます。

■指標　（単位：回、人）

認知症サポーター養成講座	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
開催回数	50	50	50	50
参加者数	700	1,400	1,400	1,400
養成者累計人数	14,000	15,400	16,800	18,200

（イ）認知症に関する相談窓口の設置と認知症ケアパス※の活用

幅広い年齢層の地域住民が認知症に関する相談ができるよう地域包括支援センターに認知症地域支援推進員※を配置し、認知症相談窓口を開設しています。

また、認知症が疑われる人とその家族が「認知症ケアパス」を積極的に活用できるよう認知症に関する情報とともに具体的な相談先や受診先の利用方法等について周知を行います。

イ　早期発見・早期対応システムの充実

（ア）認知症予防に資する可能性のある活動の推進

「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目指し、地域で「きららか射水 100 歳体操」等を行う集いの場を拡充できるよう支援します。

また、地域において「認知症に関する出前講座」等を開催し、本人や家族が小さな異変を感じた際に速やかに相談対応ができるよう認知症の早期発見・早期対応について普及啓発を進めます。

認知症サポート医※が行う認知機能検診を地域住民に周知し、軽度認知障害（ＭＣＩ※）の疑いのある人を早期に発見し、適切な対応を行うことで認知症の重症化を予防します。

■指標　（単位：%）

認知症予防に資する集いの場の開催	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
参加率	7.3	7.6	7.9	8.3

（イ）認知症初期集中支援チーム※の活動の推進

認知症サポート医や専門職（保健師、社会福祉士等）で構成される認知症初期集中支援チームを設置しています。

認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対し相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。

ウ　認知症の人とその家族への支援

認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することが可能であることから、家族介護教室の充実や認知症カフェ※の開催など、家族への支援体制を充実します。

また、みまもりあいステッカーとみまもりあいアプリを活用した「みまもりあい事業」の取組を進め、認知症により行方不明になった人をより早く発見、保護ができるよう地域の見守り体制を構築します。

■指標　（単位：人）

みまもりあい事業	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
みまもりあいアプリダウンロード者累計人数	800	1,320	1,840	2,360

エ　認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

認知症サポーター養成講座の受講者を対象に「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、「ささえ隊メイト」を養成します。「ささえ隊メイト」は認知症の人と家族の支援ニーズに合わせ、できる範囲で手助けを行うボランティアであり、地域で活動できるよう支援を行います。

また、若年性認知症の人は、経済的問題、ダブルケア※（育児と介護の同時進行）など、本

人や家族の不安が大きいこと等から、相談しやすい体制を整備し、富山県若年性認知症支援コーディネーターと連携した支援を行います。

■指標　（単位：人）

ささえ隊メイト	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
養成者累計人数	100	125	150	175

基本施策（４）高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

ア　高齢者虐待と権利擁護に対する意識啓発

高齢者への虐待防止に向け、関係機関と連携し、出前講座等を通じて市民への意識啓発を行います。

イ　高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進

弁護士等の専門職や保健・医療・福祉関係機関、地域の代表者等で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携強化、虐待防止及び対応力の向上を図っていきます。

今後も、ケアマネジャーや介護施設従事者を対象に研修会を開催し、施設職員による虐待防止の啓発を図るとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ります。

ウ　成年後見制度の利用支援と市民後見人の育成支援

身寄りがない高齢者等に対する成年後見制度の申立ての支援や、低所得高齢者に対する成年後見人等への報酬助成を行うほか、定期的な相談会を開催し、高齢者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、呉西地区後見センター※と連携し、市民後見人養成講座の開催や法人後見を行います。

■指標　（単位：回）

成年後見相談会	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
実施回数	12	12	12	12

■指標　（単位：回、人）

人材育成	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
講座開催回数	1	1	1	1
養成人数	1	5	5	5
市民後見人バンク登録者数	14	14	19	19

エ　消費者被害の防止

訪問販売等や特殊詐欺の被害を未然に防止するため、消費生活センター等との連携を強化します。

また、手口が巧妙化している状況を踏まえ、地域や関係機関との連携を強化し、パンフレット・啓発物品の配布や出前講座の開催など、高齢者の消費者被害の防止に努めます。

基本施策（５）地域共生社会構築の推進

ア　地域支え合いネットワーク事業の推進

地域支え合いネットワーク事業を全市に展開、充実し、高齢になっても、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう地域での支え合い体制の構築を進めます。

また、引き続き市域全体を担当する第１層、地域包括支援センター圏域を担当する第２層、地域振興会圏域の第３層にそれぞれ生活支援コーディネーター※及び協議体を設置し、地域での支え合い体制づくりを支援していきます。

イ　共生社会の構築

地域支え合いネットワーク事業を基盤に、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。

事業の実施に当たっては、庁内各課や、関係機関との連携を強化し、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の３つの機能の一体的実施に努めます。

「相談支援」については、既存のどの窓口で相談を受けても必要な支援につながる連携型の体制とし、「参加支援」については、市社会福祉協議会が開設した「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」を中心として支援を実施していきます。また、「地域づくり」については、地域支え合いネットワーク事業を発展・拡充し、高齢者のみならず、子ども、障がい者、ひきこもりの方などの支援や地域の様々な方々が寄り合い、地域課題等を共有するプラットフォームの創出を支援していきます。

■指標　（単位：地域）

第３層生活支援体制	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
生活支援コーディネーター・協議体の設置地域数	25	27	27	27
共生型事業実施地域数	0	1	1	2

ウ　地域包括支援センターの体制・機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの要として、また高齢者の生活支援の窓口として、その役割がますます期待されており、地域包括支援センター運営協議会に諮るとともにそれぞれの業務が適切かつ効率的に運営できるよう努めます。

事業名	事業の概要等
体制強化職員の配置	高齢者人口に応じた体制強化職員を加配するなど、人員体制の強化を図るとともに、引き続き、人員の適正配置に努めます。
職員研修の開催	職員の知識の習得や技術の向上に向けた研修を行うなど、引き続き職員の資質向上に努めます。
包括圏域の適正化	高齢者人口の推移、世帯構成の変化を把握し、それぞれの業務が適切かつ効率的に運営できるよう、包括圏域の適正化を図ります。

基本目標５　介護サービス基盤の充実

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、本市が力を入れていくべき高齢者保健福祉施策として、「家族の介護負担の軽減」が 68.1%を占め、在宅介護実態調査では、介護者が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が 27.9%となっています。

介護保険料については、「介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい」といった意見が 34.9%を占めています。介護保険料の水準に配慮しつつ、介護ニーズに応えられるサービスの提供基盤を整備するとともに、介護給付の適正化への取組を充実・強化する必要があります。

また、事業所調査では、事業を展開するうえで課題として感じることに「職員の確保・育成」が 68.9%を占め、介護や福祉に係る人材の確保や質の向上といった育成についても重要な問題となってきています。

【施策の方向性】

介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充足と充実を図るとともに、給付の適正化に取り組みます。介護サービスの見込量等については、第７期の給付実績を基に、要介護認定者数の推計結果を踏まえて設定しました。

基本施策（１）介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

サービスごとの実績と見込量は以下のとおりとなっています。なお、令和２年度（2020 年度）の実績は見込み、人数は月平均、給付費は年間累計額となっています。

ア　居宅サービス

（ア）訪問系サービス

家庭を訪問するサービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の５種類のサービスがあります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
訪問介護	人数（人）	529	546	553	557	577	595
	給付費（千円）	491,761	507,983	536,805	538,999	566,453	589,517
訪問入浴介護	人数（人）	49	56	61	61	64	66
	給付費（千円）	33,106	37,018	39,115	41,429	44,485	46,050
訪問看護	人数（人）	283	322	357	368	378	389
	給付費（千円）	142,692	156,918	179,036	188,073	195,195	203,402
訪問リハビリテーション	人数（人）	39	53	59	64	66	68
	給付費（千円）	13,906	18,847	21,045	22,724	23,361	24,000
居宅療養管理指導	人数（人）	274	296	299	310	323	334
	給付費（千円）	19,609	21,018	21,123	22,074	23,005	23,773

（イ）通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）があります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
通所介護	人数（人）	1,117	1,154	1,189	1,256	1,307	1,361
	給付費（千円）	976,844	985,076	951,059	979,521	996,862	1,031,026
通所リハビリテーション	人数（人）	227	246	239	241	253	258
	給付費（千円）	148,505	167,632	157,325	163,386	172,689	176,890

（ウ）短期入所サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、短期入所生活介護と短期入所療養介護があります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
短期入所生活介護	人数（人）	420	420	383	377	389	403
	給付費（千円）	434,601	445,660	406,493	404,454	419,818	437,161
短期入所療養介護	人数（人）	13	15	13	13	13	13
	給付費（千円）	18,238	21,698	20,662	20,759	20,654	20,654

（エ）特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどに入居している要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
特定施設入居者生活介護	人数（人）	5	5	9	9	9	10
	給付費（千円）	11,935	11,119	18,726	18,841	18,851	20,431

（オ）その他の在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
福祉用具貸与	人数（人）	1,518	1,617	1,747	1,812	1,878	1,925
	給付費（千円）	217,970	226,772	244,226	246,986	254,914	261,850
福祉用具購入	人数（人）	21	20	25	25	27	27
	給付費（千円）	6,615	6,458	8,289	8,289	8,940	8,940
住宅改修	人数（人）	20	20	22	24	24	25
	給付費（千円）	20,839	20,083	20,962	22,919	22,919	23,661

（カ）居宅介護支援（介護サービス計画の作成）サービス

介護支援専門員が、介護サービスを利用する場合に必要となる「ケアプラン（介護サービス計画）」を作成します。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
居宅介護支援	人数（人）	2,188	2,231	2,319	2,332	2,417	2,504
	給付費（千円）	370,444	384,297	399,457	402,496	416,675	431,642

イ　介護予防サービス

（ア）介護予防訪問系サービス

要支援者を対象に、家庭を訪問する介護予防サービスには、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導の４種類のサービスがあります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防訪問入浴介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	67	34	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数（人）	26	32	40	45	47	48
	給付費（千円）	8,373	11,636	16,184	20,157	21,117	21,592
介護予防訪問リハビリテーション	人数（人）	4	3	6	6	6	6
	給付費（千円）	1,544	856	1,865	1,682	1,683	1,683
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	11	17	14	16	16	16
	給付費（千円）	688	940	812	945	946	946

（イ）介護予防通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）があります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	90	97	86	84	87	91
	給付費（千円）	33,632	37,638	34,684	34,804	36,497	38,437

（ウ）介護予防短期入所サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、介護予防短期入所生活介護と介護予防短期入所療養介護があります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防短期入所生活介護	人数（人）	13	10	5	5	5	5
	給付費（千円）	6,309	3,556	1,484	1,331	1,332	1,332
介護予防短期入所療養介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	72	95	0	0	0	0

（エ）介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウス等に入居している要支援者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0

（オ）その他の介護予防在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、介護予防福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	408	456	457	495	515	529
	給付費（千円）	25,697	29,005	29,272	31,684	32,974	33,890
介護予防福祉用具購入	人数（人）	7	9	7	8	8	9
	給付費（千円）	1,876	2,607	1,660	1,906	1,906	2,132
介護予防住宅改修	人数（人）	13	11	10	10	10	10
	給付費（千円）	14,214	13,327	9,573	9,573	9,573	9,573

（カ）介護予防支援（介護予防サービス計画の作成）サービス

介護支援専門員が、介護予防サービスを利用する場合に必要となる「ケアプラン（介護予防サービス計画）」を作成します。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防支援	人数（人）	470	513	506	537	555	568
	給付費（千円）	25,135	27,338	26,930	28,756	29,736	30,433

ウ　地域密着型サービス

（ア）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、自宅において介護福祉士等による入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	28	30	34	38	38	39
	給付費（千円）	47,618	51,429	64,746	73,050	73,091	75,650

（イ）夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報により、訪問介護員が自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や緊急時の対応を行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
夜間対応型訪問介護	人数（人）	2	3	2	2	2	2
	給付費（千円）	538	757	399	401	401	401

（ウ）認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、生活訓練などを行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
認知症対応型通所介護	人数（人）	103	111	111	120	125	129
	給付費（千円）	122,116	130,004	139,298	147,182	149,611	152,007

（エ）小規模多機能型居宅介護

住み慣れた地域で、「通い」を中心に今までの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	224	244	248	286	293	301
	給付費（千円）	483,352	554,854	566,203	652,606	669,065	688,757

（オ）認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者等に、小グループでの共同生活の中で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	228	224	227	251	251	254
	給付費（千円）	662,161	670,437	678,126	755,026	755,607	764,553

（カ）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話、健康管理、機能訓練を行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	30	30	29	29	29	29
	給付費（千円）	102,251	102,881	96,632	97,225	97,279	97,279

（キ）看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の複数のサービスを組み合わせ、介護と看護のサービスを一体的に行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	4	25	28	57	57	57
	給付費（千円）	17,388	69,832	79,461	161,121	161,211	161,211

（ク）地域密着型通所介護

定員 18 人以下の事業所で入浴、食事の提供や機能訓練などを行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
地域密着型通所介護	人数（人）	333	327	336	341	343	367
	給付費（千円）	304,781	292,288	299,284	302,958	307,778	334,592

（ケ）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の介護専用型特定施設において、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話を行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0

エ　地域密着型介護予防サービス

（ア）介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、生活訓練などを行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防認知症対応型通所介護	人数（人）	2	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	1,289	0	0	0	0	0

（イ）介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が、住み慣れた地域で「通い」を中心に今までの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	24	20	21	22	22	22
	給付費（千円）	19,531	17,457	16,646	17,731	17,741	17,741

（ウ）介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者が対象で、小グループでの共同生活の中で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
	給付費（千円）	0	725	0	0	0	0

オ　施設サービス

（ア）介護老人福祉施設

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話等を行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護老人福祉施設	人数（人）	600	560	562	562	562	562
	給付費（千円）	1,696,613	1,731,093	1,777,213	1,788,128	1,789,120	1,789,120

（イ）介護老人保健施設

病状が安定し入院治療の必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等を行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護老人保健施設	人数（人）	233	211	193	193	193	193
	給付費（千円）	714,581	716,107	658,665	662,710	663,078	663,078

（ウ）介護療養型医療施設

長期間にわたり療養が必要な入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、必要な医療等を行います。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護療養型医療施設	人数（人）	79	20	5	5	3	0
	給付費（千円）	320,120	89,814	22,695	22,834	13,451	0

（エ）介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、常時医療管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活支援としての機能を兼ね備えた介護保険施設として創設されました。要介護者に対し、長期療養のための医療と介護を一体的に提供します。

サービスの利用見込みについては、現状の利用者のほか、介護療養病床と医療療養病床からの転換分を見込んでいます。

		第７期（実績）			第８期（見込量）		
		平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護医療院	人数（人）	11	65	80	85	87	90
	給付費（千円）	40,175	310,546	381,394	407,855	417,734	431,973

カ　リハビリテーション指標の設定

要支援・要介護認定者が、リハビリテーションにより身体機能等の改善や維持を図ることが重要です。リハビリテーションサービスについて指標を設定し、評価・改善等を行います。

今後はリハビリテーション利用率の増加を目指したうえで、施設数等について検討していきます。

	第７期（実績）			第８期（見込量）		
	平成 30 年度（2018 年度）	令和１年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）（見込み）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
ストラクチャー指標※						
介護老人保健施設数	3	3	3	3	3	3
介護医療院数	0	1	1	1	1	1
訪問リハビリテーション事業所数	2	2	2	2	2	2
通所リハビリテーション事業所数	5	5	5	5	5	5
プロセス指標※						
介護老人保健施設リハビリテーション利用率	4.83%	4.35%	4.18%	増加		
介護医療院リハビリテーション利用率	0.23%	1.35%	1.52%			
訪問リハビリテーション利用率	0.90%	1.14%	1.23%			
通所リハビリテーション利用率	6.57%	7.07%	6.98%			

ストラクチャー指標にある施設・事業所数は、年度中に１回以上サービス提供の実績があった施設・事業所数となっています。
プロセス指標の令和１年度利用率は令和２年２月サービス提供分まで、令和２年度利用率は令和２年３月サービス提供分までとなっています。

基本施策（２）介護サービスの基盤整備の目標

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和７年（2025 年）及び現役世代が急減する令和 22 年（2040 年）を見据えながら、持続可能な介護サービス供給量を確保するため、それぞれのサービスの基盤整備を図ります。

また、「太閤山リノベーション計画」との連携を図りながら、高齢者が地域で住み続けられるための住宅整備を８期計画期間中に進めていきます。

ア　居宅サービスの整備

介護や医療を必要とする状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で利用者が24時間安心を享受できる在宅サービス（通い・訪問・泊まり）の確保を目指します。

整備内容	令和２（2020）年度末	第８期整備数	令和５（2023）年度末
通所介護	17 事業所 （652 人）	1 事業所 （30 人）	18 事業所 （682 人）

イ　施設整備等

既存施設の利用状況や生活圏域ごとの整備状況、今後の利用見込みや事業者の要望等を考慮し、以下のとおりとします。

（ア）地域密着型サービス

整備内容	令和２（2020）年度末	第８期整備数	令和５（2023）年度末
小規模多機能型居宅介護	11 事業所 （296 人）	1 事業所 （29 人）	12 事業所 （325 人）
認知症対応型共同生活介護	17 事業所 （251 人）	1 事業所 （9 人）	18 事業所 （260 人）
地域密着型通所介護	14 事業所 （209 人）	2 事業所 （28 人）	16 事業所 （237 人）

（イ）在宅・施設サービス

本計画期間中の整備予定はありません。

（ウ）有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

整備内容	令和２（2020）年度末	第８期整備数	令和５（2023）年度末
有料老人ホーム	8 事業所（160 人）	―	8 事業所（160 人）
うち、特定施設の指定を受けるもの	―	―	―
サービス付き高齢者向け住宅	8 事業所（191 人）	1 事業所（30 人）	9 事業所（221 人）
うち、特定施設の指定を受けるもの	―	―	―

ウ　介護予防・生活支援サービスの体制整備

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスの展開に努めていきます。

対象者は、要支援１・２の要支援認定を受けた方、基本チェックリストによる生活機能の低下がみられた方等で、次ページの類型でサービス提供を行います。

また、住民型サービスについては、「地域支え合いネットワーク事業」を実施し、令和３年（2021 年）を目途に市内全域でのサービス提供基盤を整備し、地域で支援が必要な人を含めて、多様な人々が集える「地域共生の場」づくりを目指します。

■指標　（単位：件）

訪問型サービス事業	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防訪問介護相当サービス利用件数	386	380	390	400
訪問型サービスＡ（緩和型※）利用件数	1,210	1,180	1,200	1,220

■指標　（単位：件）

通所型サービス事業	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護予防通所介護相当サービス利用件数	4,798	4,770	4,820	4,870
通所型サービスＡ（緩和型）利用件数	814	860	870	880
通所型サービスＣ（短期集中型）利用件数	75	75	75	75

■指標　（単位：組織）

地域支え合いネットワーク事業	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
支援組織数	25	27	27	27

図　介護予防・生活支援サービス体制の類型

		訪問型サービス	通所型サービス
事業所等がサービス提供	現行型	**①訪問介護相当サービス** 内　　容：掃除、洗濯、調理などの家事援助 入浴介助などの身体介護 実施方法：事業者を指定 提供主体：訪問介護事業者	**①通所介護相当サービス** 内　　容：機能訓練、食事、入浴などの提供 生活機能改善プログラムなど 実施方法：事業者を指定 提供主体：通所介護事業者
	緩和型	**②訪問型サービスＡ** 内　　容：掃除、洗濯、調理などの家事援助 （身体介護は利用できません） 実施方法：事業者を指定／事業委託により実施 提供主体：訪問介護事業者／委託先事業者	**②通所型サービスＡ** 内　　容：レクリエーション活動、機能訓練 食事、入浴の提供など 実施方法：事業者を指定／事業委託により実施 提供主体：通所介護事業者／委託先事業者
	短期集中型		**③通所型サービスＣ** 内　　容：週２回の生活機能改善プログラム など３か月間で集中的にリハビリテーションを行い、機能回復を図る 実施方法：事業委託により実施 提供主体：委託先事業者
地域の支え合いの中で実施	住民型	**④訪問型サービスＢ** 内　　容：ゴミ出し、掃除など簡単な生活援助 話し相手、見守りなど 実施方法：補助 提供主体：住民団体等 （例）地域振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体、ＮＰＯ法人など	**④通所型サービスＢ** 内　　容：体操・運動等の活動等、 自主的なつどいの場 実施方法：補助 提供主体：住民団体等 （例）地域振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体、ＮＰＯ法人など

基本施策（３）人材の確保及び質の向上

ア　人材の確保・育成への支援・離職防止

射水市雇用対策推進協議会が行う「いみず企業見学バスツアー」に協力し、介護や福祉の職場に就職を希望する学生に、市内の介護施設等の職場に触れる機会を提供するとともに、富山県が実施する小・中・高校生を対象とした介護体験や出前講座、キャリア教育等と連携することで、介護職のイメージアップを図るほか、「射水市奨学資金貸与事業※」や県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等修学資金貸与事業等の活用を促進することで介護福祉士等を目指す学生を支援します。

また、福祉用具や介護ロボットの導入、ＩＣＴツール活用の支援、外国人人材の活用、介護の資格に係らない人材の確保や定着を目指すなど、県や事業所等と連携しながら、人材確保・育成と離職防止の支援を両輪で進めることができるよう検討を行います。

イ　潜在的有資格者等への就業支援

介護労働安定センターが実施する「潜在介護福祉士等復職支援事業」と連携し、潜在介護福祉士等が研修等を通じて不安感を払拭することで復職を促し、人材の呼び戻し及び確保を図ります。

ウ　富山県事業との連携

富山県が実施する「介護人材移住応援事業」と連携し、首都圏等在住の介護人材の県内への移住をサポートすることによって、介護人材の確保を図ります。また、社会福祉施設の適正で安定した経営と福祉施設の利用者へのサービス向上を目的に、富山県社会福祉協議会が実施する「社会福祉施設経営相談室」の利用を促進します。

エ　働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援

多くの産業で人手不足による影響が深刻化する中、今後も安定して介護人材を確保していくためには、学生と親双方が持つ「介護」に対するネガティブなイメージを刷新する必要性が指摘されています。

一方、全国には新たな事業に積極的に参入したり、地域共生社会の理念を実践したりする等先駆的経営を展開することでイメージアップに成功し、全国から人材が集まっている社会福祉法人等があることから、こうした成功事例を調査・研究するなど、働き先として選ばれる福祉事業所づくりを支援します。

オ　介護予防・生活支援サービス従事者の養成

緩和型サービスを提供する事業所でサービス提供に従事する方や地域の支え合い活動に参加する方に対し、高齢者への接し方や認知症の知識、介護の基本的な知識等について研修を行うなど、総合事業のサービス提供者の育成を図ります。

■指標　（単位：人）

介護予防･生活支援サービス従事者研修	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
研修への参加者累計数	50	60	70	80

カ　認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援

認知症ケアの向上を図るため、対応困難な事例を抱えるケアマネジャーやサービス事業所に対する研修会を開催します。

また、家族や地域住民に対して認知症に関する正しい知識の啓発を行うほか、習得・情報交換する場を提供します。

キ　介護サービスの質的向上

介護サービス事業者が職員のための研修等を実施し、知識の習得やサービスの質の向上を図るための必要な情報を提供するとともに、介護保険制度についての説明会や認知症に関する研修会を開催します。

また、福祉用具や介護ロボット、ＩＣＴツールの導入を支援するとともに、文書負担軽減に係る取組を実施することで、事業所の業務量の削減と職員への研修機会の寄与することで、介護サービスの質的向上に努めます。

基本施策（４）介護保険制度の適正運営

ア　円滑な提供体制の整備

各事業者が適切なサービス計画を作成することができるよう、事業者間の連携を促進し、適切な介護サービスの提供のための体制の整備を進めます。

イ　相談・苦情への対応

介護サービス利用者や家族から寄せられる、介護保険制度やサービスに関する疑問や不満、苦情について、適切かつ丁寧に対応します。また、市内の介護保険施設に「あったか介護保険相談員」を派遣し、介護サービスの現状を把握するとともに、利用者からの苦情や相談に応じることで、質の高い介護サービスの提供に努めます。

ウ　介護保険指定事業者等への指導・監督

地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所に係る事業者の指定に当たっては、指定業務の適正な執行に努めるとともに、事業者への適切な指導・監督を実施します。

また、国の方針に基づき、申請様式や手続きを簡素化し、ＩＣＴツール等の活用を進め、文書負担の軽減を図ります。

エ　公平かつ適正な認定業務の実施

要介護度の認定業務については、公平かつ適切な実施が求められていることから、認定審査会委員や訪問調査員に対する研修会を実施し、必要な知識や技術を習得します。

オ　介護サービス情報公表システムの活用

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療・介護サービスの情報や、地域包括支援センターの所在地などについて、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活用を促進します。

カ　介護保険料の収納率の向上対策の推進

介護保険財政の健全性を維持するとともに、被保険者間における負担の公平性を確保するため、介護保険制度の趣旨について、より一層の周知や啓発を進めるとともに、口座振替の利用促進や収納業務のコールセンターの活用など、介護保険料の収納率の向上対策を推進します。

キ　介護給付適正化への取組

介護給付の適正化を図るため、認定調査の事後点検を実施するほか、ケアプランの点検を強化し、介護支援専門員に適切な指導や助言を行います。また、被保険者に介護給付費を通知するとともに、住宅改修に関する審査や調査を実施するなど、給付の適正化に取り組みます。

■指標　（単位：件）

実施件数	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
認定調査状況チェック	5,400	5,400	5,400
ケアプランの点検	100	100	100
住宅改修等の点検	50	50	50
医療情報との突合・縦覧点検	2,000	2,000	2,000
介護給付費通知	20,000	20,000	20,000

基本施策（５）事業費及び保険料の算定

ア　第８期介護保険料の状況

（ア）保険給付費及び地域支援事業の財源

第８期における第１号被保険者分と第２号被保険者の負担分は、以下のとおりです。

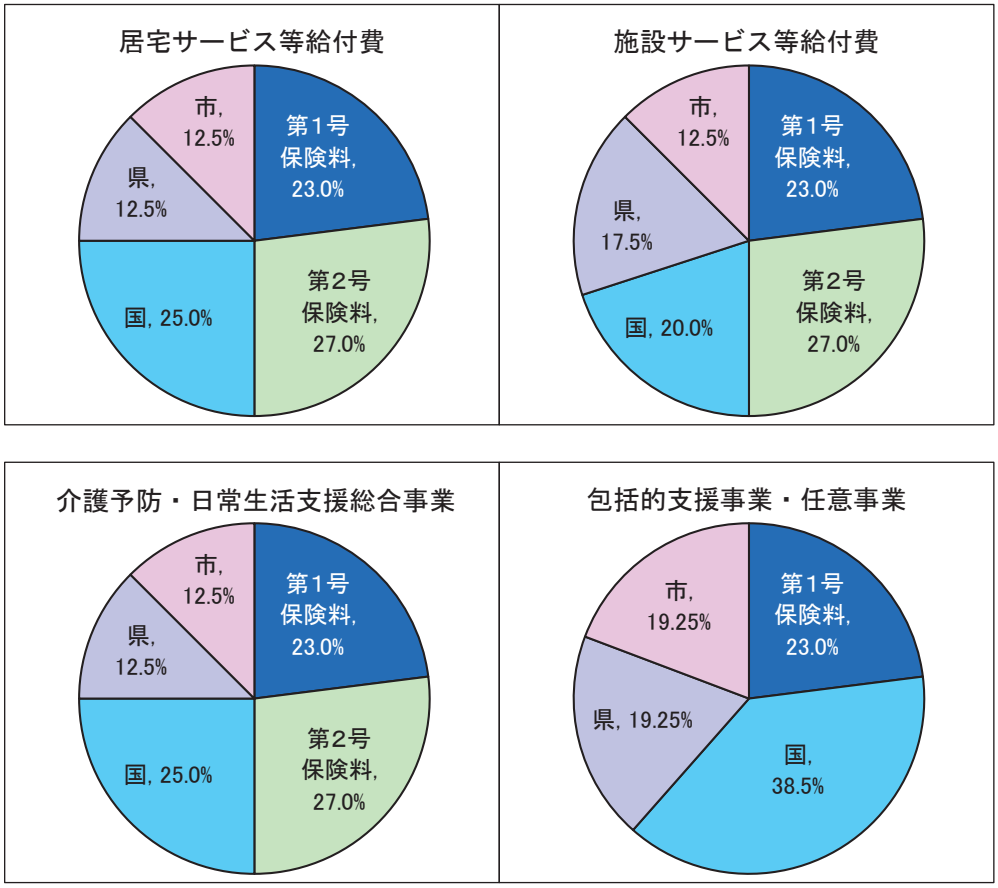

（イ）上昇要因

- 高齢化の進展による要介護認定者数の増加　（増加率　＋０．５％）
- 介護サービス基盤の整備　（整備数　５事業所）
- 介護報酬の改定　（改定率（全体）　＋０．６７％（令和３年度　＋０．７％））
  ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が０．０５％（令和３年９月までの間）

（ウ）抑制要因

- 特定入所者介護（予防）サービス費※（食費・居住費の補足給付）の改定
  ①利用者負担段階区分の細分化（自己負担限度額の引き上げ）
  ②該当要件の見直し（預貯金等の資産額に係る上限額の引き下げ）
- 高額介護（予防）サービス費の改定（令和３年８月施行）
  利用者負担段階区分（高所得世帯（現役並み所得者））の細分化に伴う上限額の引き上げ

（エ）その他

- 保険料段階区分の設定
  第８期介護保険事業計画期間における第１号被保険者の保険料については、これまで同様に細分化・弾力化を図り、負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階を設定します。
- 第４段階調保険料率の引き下げ
  第１段階から第３段階を対象に実施した低所得者への保険料軽減策を拡充し、第４段階の保険料率を０．９５から０．９０に引き下げます。

イ　保険料額の算定

第８期の介護保険料基準額は、次の手法で算出しました。

保険料収納必要額（３年間分）

（（ア）標準給付費＋（イ）地域支援事業費）×第１号被保険者負担分（２３％）

＋（ウ）保健福祉事業費

＋（エ）調整交付金不足額

＋（オ）財政安定化基金償還金

－（カ）介護保険事業財政調整基金取崩金

－（キ）保険者機能強化推進交付金等の交付見込額

÷（ク）保険料収納率

÷（ケ）第１号被保険者数

÷ １２か月

↓

第８期保険料基準額　月額　６，１６３　円

（ア）標準給付費　＝　２６，５５６，７４０，８５５　円

介護保険の給付のために必要な費用は、利用者の負担を除いた介護給付費及び予防給付費、これに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費※、高額医療合算介護サービス費※、審査支払手数料を加え、合計した額（標準給付費）となります。

■標準給付費見込額　（単位：円）

	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	計
標準給付費見込額	8,713,234,412	8,827,909,718	9,015,596,725	26,556,740,855
総給付費	8,300,615,000	8,435,752,000	8,615,377,000	25,351,744,000
特定施設入居者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	230,694,051	208,252,219	212,533,682	651,479,952
特定入所者介護サービス費等給付額	283,820,531	289,550,346	295,502,677	868,873,554
見直しに伴う財政影響額	▲53,126,480	▲81,298,127	▲82,968,995	▲217,393,602
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	153,246,606	154,647,776	157,826,895	465,721,277
高額介護サービス費等給付額	156,564,811	159,725,566	163,009,070	479,299,447
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	▲3,318,205	▲5,077,790	▲5,182,175	▲13,578,170
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,072,535	20,477,763	20,898,728	61,449,026
算定対象審査支払手数料	8,606,220	8,779,960	8,960,420	26,346,600
審査支払手数料一件あたり単価	70	70	70	－
審査支払手数料支払件数	122,946	125,428	128,006	376,380
審査支払手数料差引額	0	0	0	0

（イ）地域支援事業費　＝　１，１７０，２３５，４２９　円

地域支援事業費については、政令により介護予防事業・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費に分けて、上限額等が定められています。なお、地域支援事業の財源は、介護給付費と同様に 23%を第１号保険料で負担しています。

■地域支援事業費見込額　（単位：円）

	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	計
地域支援事業費	388,317,032	390,077,906	391,840,491	1,170,235,429
介護予防・日常生活支援総合事業費	195,520,032	197,280,906	199,043,491	591,844,429
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	135,505,000	135,505,000	135,505,000	406,515,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	57,292,000	57,292,000	57,292,000	171,876,000

（ウ）保健福祉事業　＝　２４，０７８，８００　円

福祉保健事業については、国から交付される保険者機能強化推進交付金を財源として実施しています。

■福祉保健事業費見込額　（単位：円）

	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	計
保険者機能強化推進事業費	11,208,000	6,435,400	6,435,400	24,078,800

（エ）調整交付金不足額　＝　４５６，１２６，２６４　円

調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、国から保険給付費の５％相当分が交付されるものですが、後期高齢者の加入割合と第１号被保険者の所得分布状況により、本市への交付割合を３．３３％（令和３年）、３．３２％（令和４年）、３．３１％（令和５年）として算出しました。

（オ）財政安定化基金償還金　　＝　０　円

財政安定化基金は、計画策定時に見込んだ給付見込を実際の給付が大幅に上回った場合や保険料収入の見込を実際の保険料収入が下回った場合に生じる財源不足を補てんするために、資金の貸付を行う県が設置する基金です。第８期計画では、償還はありません。

（カ）介護保険事業財政調整基金取崩金　＝　２９５，０００，０００　円

介護保険事業財政調整基金は、市が毎年度の介護保険事業の決算によって生じた剰余金を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。

（キ）保険者機能強化推進交付金等の交付見込額　＝　６３，０００，０００　円

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組の達成状況に応じて、国から支給される交付金の見込額です。

（ク）保険料収納率　＝　９９．２　％

保険料収納率は、過去の収納実績を参考に 99.2%を見込んでいます。

（ケ）第１号被保険者数　＝　８８，５９５　人

３年間の第１号被保険者数です。所得段階別に補正を行った後の数値です。

ウ　保険料の段階

所得段階別保険料については、12 段階とし、負担能力に応じた保険料を設定します。

所得段階	対象となる方	保険料年額（月額平均）	基準額に対する割合
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円以下の方	74,000 円（6,163 円）	18,500 円（0.25）
第２段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方		29,600 円（0.40）
第３段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 120 万円超の方		48,100 円（0.65）
第４段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円以下の方		66,600 円（0.90）
第５段階（基準額）	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円超の方		74,000 円（1.00）
第６段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の方		88,800 円（1.20）
第７段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方		92,500 円（1.25）
第８段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 250 万円未満の方		114,700 円（1.55）
第９段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 250 万円以上 290 万円未満の方		136,900 円（1.85）
第 10 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方		140,600 円（1.90）
第 11 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の方		144,300 円（1.95）
第 12 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上の方		148,000 円（2.00）

第5章

計画の推進について

5. 計画の推進について

❶ 推進・評価体制

（１）高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の設置

ＰＤＣＡサイクルを機能させ、計画の着実な実施や評価、見直し等を進めていくため、学識経験者や保健・医療関係者、被保険者等からなる推進委員会を設置します。

（２）市民、関係機関、福祉事業所等との協働による推進体制

本計画を推進するためには、市民をはじめ関係機関、福祉事業所等の参画が不可欠であることから、緊密な連携を図り、協働しながら計画を推進します。

（３）国・県との連携

高齢者の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。そのため、施設整備や人材確保、定着支援、医療・介護の連携、感染症の対策等の連携が必要な施策について、国や県と連携しながら本計画の確実な推進を図ります。

❷ 計画の公表と周知

市民等と協働して計画を推進するためには、計画の趣旨や内容等について理解を深めていただくことが重要であることから、広報、ホームページへの掲載や出前講座の実施など、様々な機会を通じ、計画の公表と周知に努めます。

資　料　編

資 料 編

❶ 計画策定の経緯

月日	内　　容
令　和　２　年	
１月２３日～ ２月　６日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 （本市在住の６５歳以上の男女〔５，０００人〕）
１月２３日～ ４月３０日	在宅介護実態調査の実施 （本市在住の要支援・要介護認定者〔６００人〕）
４月　１日～ ４月１７日	事業者調査の実施 （市内介護サービス事業者〔１６７件〕）
６月２５日	第１回射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会 ⑴令和元年度の進捗状況等について ⑵第８期介護保険事業計画の策定について
８月１８日	第２回射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会 ⑴第８期介護保険事業計画に向けた国指針（案）について ⑵高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画の骨子（案）について
１１月１０日	第３回射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会 ⑴高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画の素案について
１２月１８日 ～１月１８日	計画（素案）に係るパブリックコメントを実施
令　和　３　年	
２月１５日	第４回射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会
３月１９日	介護保険条例の一部改正（案）を議決（３月定例会）

② 計画策定の体制

（１）庁内の策定体制

庁内の策定体制については、地域福祉課及び介護保険課が中心となり、関連する様々な関係部門と密接な連携をとり、計画を策定する体制を確保しました。

（２）県との調整の実施

老人福祉法第 20 条の８第８項及び介護保険法第 117 条第７項の規定に基づき、県の意見を聴くなどの調整を行いました。

（３）射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の開催

学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者で構成する「射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会」において審議しました。

（４）住民の参加

住民意見等を把握し、本計画に反映するため、上記推進委員会に被保険者代表の委員を置くとともに、広くアンケート調査及びパブリックコメントを実施しました。

❸ 日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率の推移と推計

住民基本台帳を基に、日常生活圏域別の高齢者人口と高齢化率の推移と推計を示します。項目の単位は「人」及び「%」です。

①新湊中部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	11,969	11,747	11,400	11,326	11,253	11,179	11,032	9,675
高齢者人口	5,000	4,941	4,953	4,948	4,942	4,936	4,925	4,936
高齢化率	41.8%	42.1%	43.4%	43.7%	43.9%	44.2%	44.6%	51.0%
前期高齢者（65～74歳）	2,303	2,194	2,165	2,067	1,969	1,871	1,674	1,892
構成比	46.1%	44.4%	43.7%	41.8%	39.8%	37.9%	34.0%	38.3%
後期高齢者（75歳以上）	2,697	2,747	2,788	2,881	2,973	3,065	3,251	3,044
構成比	53.9%	55.6%	56.3%	58.2%	60.2%	62.1%	66.0%	61.7%

②新湊南部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	8,839	8,880	8,618	8,562	8,506	8,451	8,340	7,313
高齢者人口	2,541	2,585	2,591	2,589	2,586	2,583	2,577	2,582
高齢化率	28.7%	29.1%	30.1%	30.2%	30.4%	30.6%	30.9%	35.3%
前期高齢者（65～74歳）	1,333	1,344	1,326	1,266	1,206	1,146	1,026	1,159
構成比	52.5%	52.0%	51.2%	48.9%	46.6%	44.4%	39.8%	44.9%
後期高齢者（75歳以上）	1,208	1,241	1,265	1,323	1,380	1,437	1,551	1,423
構成比	47.5%	48.0%	48.8%	51.1%	53.4%	55.6%	60.2%	55.1%

③新湊東部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	12,594	12,484	12,115	12,037	11,959	11,881	11,725	10,282
高齢者人口	3,424	3,446	3,455	3,451	3,447	3,443	3,435	3,442
高齢化率	27.2%	27.6%	28.5%	28.7%	28.8%	29.0%	29.3%	33.5%
前期高齢者（65～74歳）	1,712	1,670	1,648	1,573	1,498	1,424	1,274	1,440
構成比	50.0%	48.5%	47.7%	45.6%	43.5%	41.4%	37.1%	41.8%
後期高齢者（75歳以上）	1,712	1,776	1,807	1,878	1,949	2,019	2,161	2,002
構成比	50.0%	51.5%	52.3%	54.4%	56.5%	58.6%	62.9%	58.2%

④小杉北部・下生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	17,959	18,143	17,607	17,493	17,380	17,266	17,039	14,942
高齢者人口	4,717	4,755	4,767	4,761	4,756	4,751	4,740	4,750
高齢化率	26.3%	26.2%	27.1%	27.2%	27.4%	27.5%	27.8%	31.8%
前期高齢者（65～74歳）	2,467	2,433	2,401	2,292	2,183	2,074	1,857	2,098
構成比	52.3%	51.2%	50.4%	48.1%	45.9%	43.7%	39.2%	44.2%
後期高齢者（75歳以上）	2,250	2,322	2,366	2,469	2,573	2,677	2,883	2,652
構成比	47.7%	48.8%	49.6%	51.9%	54.1%	56.3%	60.8%	55.8%

⑤小杉南部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	17,684	17,633	17,112	17,002	16,891	16,781	16,560	14,522
高齢者人口	5,197	5,272	5,285	5,279	5,273	5,267	5,255	5,266
高齢化率	29.4%	29.9%	30.9%	31.0%	31.2%	31.4%	31.7%	36.3%
前期高齢者（65～74歳）	2,935	2,856	2,818	2,690	2,563	2,435	2,180	2,463
構成比	56.5%	54.2%	53.3%	51.0%	48.6%	46.2%	41.5%	46.8%
後期高齢者（75歳以上）	2,262	2,416	2,467	2,589	2,710	2,832	3,075	2,803
構成比	43.5%	45.8%	46.7%	49.0%	51.4%	53.8%	58.5%	53.2%

⑥大門生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	12,928	12,847	12,467	12,387	12,307	12,226	12,065	10,580
高齢者人口	3,888	3,896	3,906	3,901	3,897	3,892	3,883	3,892
高齢化率	30.1%	30.3%	31.3%	31.5%	31.7%	31.8%	32.2%	36.8%
前期高齢者（65～74歳）	1,982	1,967	1,941	1,853	1,765	1,677	1,501	1,696
構成比	51.0%	50.5%	49.7%	47.5%	45.3%	43.1%	38.7%	43.6%
後期高齢者（75歳以上）	1,906	1,929	1,965	2,048	2,132	2,215	2,382	2,196
構成比	49.0%	49.5%	50.3%	52.5%	54.7%	56.9%	61.3%	56.4%

⑦大島生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	11,220	11,207	10,876	10,806	10,736	10,665	10,525	9,230
高齢者人口	2,933	2,974	2,981	2,978	2,975	2,971	2,964	2,971
高齢化率	26.1%	26.5%	27.4%	27.6%	27.7%	27.9%	28.2%	32.2%
前期高齢者（65～74歳）	1,617	1,605	1,584	1,512	1,440	1,368	1,225	1,384
構成比	55.1%	54.0%	53.1%	50.8%	48.4%	46.0%	41.3%	46.6%
後期高齢者（75歳以上）	1,316	1,369	1,397	1,466	1,535	1,603	1,739	1,587
構成比	44.9%	46.0%	46.9%	49.2%	51.6%	54.0%	58.7%	53.4%

④ 日常生活圏域別の要介護等認定者数の推計

①新湊中部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	42	43	42	45	44	45	47	48
要支援1	101	96	83	84	87	88	91	95
要支援2	108	114	107	117	120	123	130	135
要介護1	267	256	256	262	269	275	288	333
要介護2	190	183	197	200	204	209	218	255
要介護3	133	154	160	158	161	165	172	216
要介護4	173	163	145	143	148	152	157	202
要介護5	100	103	98	101	102	104	110	126
計	1,114	1,112	1,088	1,110	1,135	1,161	1,213	1,410

②新湊南部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	16	15	16	16	16	16	17	18
要支援1	31	37	30	31	31	32	33	34
要支援2	39	48	48	53	54	55	57	61
要介護1	95	99	103	106	108	111	116	133
要介護2	60	66	73	74	75	77	81	95
要介護3	65	70	75	74	76	77	81	100
要介護4	70	75	84	84	86	88	92	117
要介護5	52	49	39	40	41	42	43	50
計	428	459	468	478	487	498	520	608

③新湊東部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	38	37	38	38	39	40	41	43
要支援1	63	67	73	75	76	77	80	83
要支援2	54	70	62	68	69	71	74	79
要介護1	161	157	164	168	172	176	184	212
要介護2	128	123	109	110	113	115	121	141
要介護3	98	97	120	118	121	123	129	160
要介護4	94	102	95	95	97	99	104	132
要介護5	69	69	64	66	67	69	71	82
計	705	722	725	738	754	770	804	932

④小杉北部・下生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	47	46	47	47	48	49	51	53
要支援1	71	71	90	92	93	95	99	102
要支援2	73	91	88	97	98	101	105	112
要介護1	152	147	188	193	197	202	211	243
要介護2	106	112	133	134	137	141	147	172
要介護3	85	98	104	103	105	107	112	139
要介護4	99	90	118	118	120	123	129	164
要介護5	82	64	79	81	83	85	88	102
計	715	719	847	865	881	903	942	1,087

⑤小杉南部生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	28	28	28	28	29	29	30	32
要支援1	61	64	54	55	56	57	59	61
要支援2	86	95	68	75	76	78	81	87
要介護1	184	205	182	187	191	195	205	236
要介護2	153	150	141	142	146	149	156	183
要介護3	120	132	122	120	123	126	132	163
要介護4	129	144	121	121	123	126	132	168
要介護5	118	102	93	96	98	100	103	120
計	879	920	809	824	842	860	898	1,050

⑥大門生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	30	30	30	30	31	32	33	34
要支援1	50	54	58	59	60	61	64	66
要支援2	93	86	58	64	65	66	69	74
要介護1	168	184	176	181	185	189	198	228
要介護2	130	119	141	142	146	149	156	183
要介護3	107	101	114	113	115	117	123	152
要介護4	124	125	104	104	106	109	114	145
要介護5	79	93	82	85	86	88	91	106
計	781	792	763	778	794	811	848	988

⑦大島生活圏域

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	15	15	15	15	15	16	16	17
要支援1	39	38	29	30	30	31	32	33
要支援2	34	36	32	35	36	37	38	41
要介護1	105	109	120	123	126	129	135	155
要介護2	94	84	83	84	86	88	92	108
要介護3	54	58	63	62	64	65	68	84
要介護4	64	52	61	61	62	64	67	85
要介護5	52	65	58	60	61	62	64	75
計	457	457	461	470	480	492	512	598

⑧住所地特例

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	1	1	1	1	1	1	1	1
要支援1	3	3	2	2	2	2	2	2
要支援2	1	2	2	2	2	2	2	3
要介護1	10	9	14	14	15	15	16	18
要介護2	6	10	11	11	11	12	12	14
要介護3	8	5	7	7	7	7	8	9
要介護4	3	5	6	6	6	6	7	8
要介護5	5	4	3	3	3	3	3	4
計	37	39	46	46	47	48	51	59

⑤ 日常生活圏域別の認知症高齢者数の推計

	7期計画			8期計画			9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
新湊中部	659	664	681	712	740	769	827	760
新湊南部	278	291	299	311	324	337	362	334
新湊東部	435	434	446	464	483	502	540	498
小杉北部・下	391	378	388	404	421	437	470	434
小杉南部	539	558	573	597	621	646	694	640
大門	551	504	517	539	561	583	627	578
大島	282	297	305	318	331	344	370	341
計	3,135	3,126	3,209	3,345	3,481	3,618	3,890	3,585

❻ 射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会委員名簿

	区　分	氏　名	備　考
1	学識経験を有する者	◎宮嶋　潔	富山福祉短期大学教授
2		○新鞍　真理子	富山大学准教授
3	保健・医療関係者	矢野　博明	射水市医師会在宅医療いみずネットワーク代表
4		竹内　智子	高岡厚生センター射水支所長
5	福祉関係者	徳島　紀子	射水市社会福祉協議会地域福祉課係長
6		中川　由紀子	射水市民生委員児童委員協議会会長
7		義本　幸子	射水市ボランティア連絡協議会会長
8		川口　彰俊	特別養護老人ホーム七美ことぶき苑施設長
9		渋谷　智子	射水市居宅介護支援事業者連絡協議会副会長
10	被保険者代表	新中　孝子	射水市老人クラブ連合会副会長
11		小林　静香	認知症の人と家族の会富山県支部
12		寺林　志朗	射水市地域振興会連合会常任理事
13		稲垣　俊之	公　　募
14		岡田　順子	公　　募
15	費用負担関係者	砂原　良重	射水商工会議所事務局長
16		武部　賢昭	射水市商工会事務局長

❼ 射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会設置要綱

平成 17 年 11 月 1 日
告示第 80 号

（目的）

第 1 条　射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の見直し及び計画の円滑な実施に資するため、射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　事業計画の見直し及び実施

(2)　その他委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織及び委員の任期）

第 3 条　委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　保健・医療関係者

(3)　福祉関係者

(4)　被保険者代表

(5)　費用負担関係者

3　委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員の再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第 4 条　委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

2　会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3　会長は、会議を進行する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　委員会の会議は、市長が招集する。

2　市長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第 6 条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第 7 条　委員会の庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行後の最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附　則（平成18年5月26日告示第88号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成20年3月3日告示第26号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月31日告示第108号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和3年2月16日告示第23号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

⑧ 用語集

	用　　語	解　　説	掲載
あ	ＩｏＴ（ｱｲ ｵｰ ﾃｨｰ）	（Internet of Things）あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。	58
	ＩＣＴ（ｱｲ ｼｰ ﾃｨｰ）	（Information and Communication Technology）「情報通信技術」の略。	6
	射水市奨学資金貸与事業	将来射水市において介護福祉士として勤務しようとする学生に奨学資金を貸与するとともに、市内の介護事業所に一定期間勤務した場合に返済を全額免除するもの。	82
	ＭＣＩ（ｴﾑ ｼｰ ｱｲ）	（Mild Cognitive Impairment）「軽度認知障害」の略。 認知症の前段階といわれ、健常者と認知症の中間で、認知機能（記憶・決定・理由づけ・実行等）のうち１つの機能に問題が生じてはいるが、日常生活上は支障がない状態のこと。	65
か	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	要支援又は要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、多様な社会資源や多様な実施主体を活用した生活支援サービスを総合的に提供する事業。	56
	緩和型サービス	総合事業で国が示しているサービス類型のうち、ホームヘルプサービスやデイサービスの人員及び運営基準等を緩和して行うサービス。実施基準や内容については市町村が定めることとなっており、本市では要支援相当者に対し、訪問して調理、掃除等の生活援助を行うサービスや、簡単なレクリエーションや見守りによる入浴の提供等を行う通いのサービスを実施している。	80
	きららか射水 100 歳体操	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活を送るために、身近な場所で週１回程度行う、重りを使った筋力運動の体操。	54
	ＫＤＢ	国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等を基に作成する統計情報。	53

	用　　語	解　　説	掲載
か	ゲートキーパー	職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声を掛けて話を聞いたり、専門機関で必要な支援が受けられるよう勧めたり、その後の経過を見守ったりすることにより、自殺防止につなげる役割を担う人。	53
	健康寿命	日常的・継続的な医療介護を要しない状態で自立した生活ができる期間。	43
	高額医療合算介護サービス費	同一世帯の医療費と介護サービス費の自己負担額が高額となった場合、その負担額が一定額を超えたとき、その超過分の払い戻しを行う。	88
	高額介護サービス費	介護サービスを受けるときの自己負担額が一定額を超えたとき、その超過分の払い戻しを行う。	88
	高齢者虐待	高齢者が養護者や介護サービス事業所の職員などにより、基本的人権を侵害するような虐待行為を受けること。身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（介護や世話の放棄）、性的虐待などがある。	46
	呉西地区後見センター	成年後見制度の相談から後見まで一貫した支援を受けることができるセンターで、呉西圏域連携事業として平成 31 年度に設置された。	66
さ	サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）	高齢者住まい法の改正により、従来の高齢者専用賃貸住宅（高専賃）の登録要件（床面積・設備等）に加え、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス（安否確認・生活相談は必須）を提供する施設が併設された高齢者向けの賃貸住宅。 利用者保護のため、契約内容について一定のルールが課せられる。	5
	サルコペニア	加齢によって起こる全身の筋肉量減少と、それに伴う筋力低下、身体機能が低下した状態のこと。	52
	サロン活動（地域ふれあいサロン）	高齢者を対象に地域の民生委員やボランティアグループ等が運営し単位自治会公民館等で開催されるサロン。健康保持、認知症の予防及び孤独感の解消等を目的に様々な活動が実施されている。	54
	じいちゃんばあちゃんの孫育て談義	孫育て（子育て）をする中で、日頃感じていることを語り合う座談会。	55

	用　　語	解　　説	掲載
さ	住民サポーター	地域で、支え合い活動等を実践するボランティア。	54
	食事バランスガイド	「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすくコマのイラストを用いて、「主食」「副菜」「主菜」「牛乳」「乳製品」「果物」の５つの料理グループに区分し、区分ごとに「１つ」、「２つ」という「つ（SV＝サービング）」単位を用いて１日の目安を示したもの。	52
	ストラクチャー指標	介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の実態増を表す指標。（本計画では施設数）	78
	生活支援コーディネーター	地域で、支え合いを実践する団体間を連絡・調整し、ネットワークを作ったり、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源をつないだりする役割を担う人。地域支え合い推進員。	67
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないよう本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障害の程度や事情を確認して本人を支援する人（成年後見人等）を選任する。	46
た	ダブルケア	少子化と高齢化が同時に続き、親の介護と子育てが同時に発生する状況。	65
	地域共生社会	高齢者、障がい者及び子ども等全ての人々がそれぞれに役割を持ちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う社会。	5
	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。	6
	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく施設。	14
	デマンドタクシー	タクシー車両を利用して、予約した人の家まで迎えに行き目的地まで運行する「予約制の乗合タクシー」。	60

	用　　語	解　　説	掲載
た	特定入所者介護（予防）サービス費	低所得者が介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したとき、所得に応じて居住費（滞在費）と食事の自己負担に上限を設け、それらの基準費用額と自己負担との差額が施設へ支給される。	86
な	認知症カフェ	認知症高齢者等や家族、地域の方や医療・介護の専門職等誰もが気軽に参加でき、交流や情報交換をする場。	65
	認知症ケアパス	認知症高齢者等の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。	64
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする人。認知症を支援する「目印」として、「オレンジリング」をつけている。	64
	認知症サポート医	認知症高齢者等やその疑いのある人が、早期から地域の中で医療や介護につながることができるよう認知症初期集中支援チームの核として診断・治療から介護など様々な支援が受けられるようサポートする医師。	65
	認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現を目指し、令和元年６月に策定された国の認知症施策。	6
	認知症初期集中支援チーム	医療と介護の専門職（保健師、看護師、社会福祉士等）及び認知症サポート医が本人や家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症高齢者等及び家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を集中的（おおむね６か月）に行うチーム。	65
	認知症地域支援推進員	認知症高齢者等ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療・介護の関係機関の連携づくりや認知症高齢者等やその家族を支援する専門的な相談業務等を行う人。保健師、看護師、社会福祉士等の有資格者等で、射水市では地域包括支援センターに各１名配置。	64
は	ＰＤＣＡサイクル（ﾋﾟｰﾃﾞｨｰｼｰｴｰｻｲｸﾙ）	Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（実施）、Ｃｈｅｃｋ（評価）、Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４つの視点を取り込むことで不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。	6

	用　　語	解　　説	掲載
は	フレイル	高齢化に伴い、身体機能や精神機能の低下、社会との繋がりの低下によって心身が弱った状態になること。	28
	プロセス指標	介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標。	78
ま	孫とおでかけ支援事業	高齢者の外出の機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めるために、祖父母と孫（ひ孫）が一緒に来館された場合に観覧料を全額減免し、地域の文化や歴史、科学への関心を幅広い年齢層に広めることを目的に実施されている。	55
	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態。	52

射水市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画

発行日：　令和３年３月
発　行　：　射水市
編　集　：　射水市　福祉保健部　地域福祉課・介護保険課
ＴＥＬ：　０７６６－５１－６６２５（地域福祉課）
　　０７６６－５１－６６２７（介護保険課）